

| |

Journée d'études

Populations japonaises (CEJ)

12 février 2016, 14h30-17h30, salle 5.12
INALCO, 65 rue des Grands Moulins, 75013 Paris

Mizuno Noriko 水野紀子
Professeur

Résumés (en japonais)

公序と私事化 フランス家族法と日本家族法の対比

水野紀子

フランス民法の家族法は、婚姻家族を強制する公序の体系から自然家族を受容する私事化を進めてきた。これに対して、日本家族法の原型である明治民法は、婚姻も離婚も養子縁組も離縁もすべてを「家」という家族集団の私事として「家」の私的自治に委ねた。国家は、その結果を受け付けて「戸籍」という身分登録簿に登録するだけの消極的役割しか果たさない。戦後の改正によって「家」は廃止されたが、いわば究極の私事化である家族法の構造は変化しなかった。しかし氏ごとに編製される「戸籍」の記載様式は夫婦同氏強制を伴って、唯一の公序と化している。両国の家族法の相違には、背景に、家族法を運営するそれぞれの制度的条件の相違がある。

日本とフランスにおける家族変容と家族政策 1970年代以降を中心に

落合恵美子

1970年代以降の日本とフランスにおける家族変容は対照的に見える。出生率が低く、女性就労率も低迷している日本に対し、フランスは出生率が高く、女性就労率も高い。またフランスでは婚外出生および同棲が増加し、同性カップルのパクスも認められたのに対し、日本ではそうした変化はほとんど見られない。その違いはいかにして生じたのだろうか。本報告では、両国における家族政策を対比し、その影響を検討する。東アジアの家族政策が欧米圏と異なる特徴をもつ理由は、しばしば儒教的伝統により説明されるが、本報告ではその仮説の妥当性についても考察したい。